

経費負担区分表

経費負担区分事項	委託者	受託者	備考
施設設備・備品の補充、修繕費等	○		受託者が持ち込んだ備品を除く
光熱水費・冷暖房空調費	○		
食材費		○	①コメントに対応する食品 ②検食用割り箸、スプーン ③飲物等のストロー ④委託側負担分に含まれない患者用食事材料
食材費	○		災害用備蓄食品(パン、粥、野菜スープ等)
食器及びトレイ、食器カゴの購入・補充費用		○	現在使用している食器の数が必要。同等のもの
非常時用 Disposable 食器の購入	○		発注と管理は受託者
哺乳瓶、乳首	○		
通信費・電話料金		○	
電子カルテシステム	○		
PPCペーパー	○	○	それぞれが所有する機器で使用する用紙
食札用紙	○		
追加食札用紙		○	
栄養管理関係帳票用紙	○		当院に提出するもの
栄養管理関係帳票用紙		○	患者用メッセージカード等
トイレットペーパー	○		
ペーパータオル、ゴミ袋		○	
定期害虫駆除・消毒	○		
石けん洗剤等		○	手洗い石けん、手指消毒アルコール、食器用洗剤、器具消毒用洗剤、消毒用アルコール、コンベクションオープン用洗剤、漂白剤等
サンダル		○	厨房内、納入業者用、トイレ用
人件費(給与・諸手当・福利厚生)		○	
被服費及び洗濯費		○	受託会社職員制服、クリーニング
保険・衛生費		○	健康診断、検便、衛生検査(設備及び調理器具)等
什器・備品の購入・補充費用	○		ステンレス・アルミ等で基本的に消耗品と考えられない調理に使用する機器・機具類(備品に相当するもの) 棚・収納容器等・計量器(大型)・ミキサー・台車
什器・備品の購入・補充費用		○	なべ、フライパン、バット、ざるなど調理に関するもの
消耗品費(受託側負担分)		○	受託者が使用する事務及び休憩室用品、厨房用品、その他必要なもの 調理・検収に使用するもの
研修・教育費	○	○	それぞれ主体となるところで負担する

委託者が負担するものであっても受託者が責めを負う場合は受託者負担とする。